

「日本シニアテニス愛媛（JSTE）」規約

第1章 総則

第1条 （団体の名称、所在地）

本会は、**特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下、日本シニアテニス連盟という）**の規約に準拠し、日本シニアテニス愛媛と称し、略称をJSTEとする。
本会は、日本シニアテニス連盟及び日本シニアテニス連盟四国地区の組織である。
本会の所在地は会長宅とする。

第2条 （目的）

本会は、テニスを通じて会員相互の親睦と健康増進を図り、シニアテニスの発展に努める事を目的とする。

第2章 事業

第3条 （事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 日本シニアテニス連盟主催の大会に参加
- (3) 他県シニアテニス愛好者との交流親善大会に参加
- (4) 愛媛県テニス協会への協力ならびに大会への参加
- (5) テニス教室の開催
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員、入会、会費、休会、退会、復会

第4条 （会員、入会、会費）

会員は日本シニアテニス連盟に登録し、年会費を納入した者で、愛媛県に在住**または愛媛県での活動を希望する**60歳以上の男子ならびに50歳以上の女子とする。

- 2 入会希望者は、所定の入会申請書及び入会金5,000円を直接または既会員を介して事務局へ提出する。**事務局は、日本シニアテニス連盟に入会手続きをする。**
- 3 会員の年会費は2,000円とし、大会時または郵便振り込みにより事務局に納付する。

（年会費内訳；**連盟**500円、四国地区500円、愛媛1,000円）

- 4 年会費振込先；以下のゆうちょ銀行口座
記号；01650
番号；5-133454
受取人；日本シニアテニス愛媛（ニホンシニアテニスエヒメ）
- 5 年会費振込期限；原則として6月末

- 6 会員は複数府県、複数地区に所属することができる。
その場合は主たる所属府県、地区を決め、主所属へは所定の年会費全額を払い込み、副所属では日本シニアテニス連盟分年会費を除いた額を払い込みます。
活動への参加は主たる府県、地区を所属とします。

第5条 (休会、退会、復会)

会員が休会、退会および復会するときの条件は、以下条項の通りとする。

- 2 休会する者は、所定の休会届を直接または既会員を介して事務局に提出し、任意に休会することができる。但し、既に納入した入会金及び年会費は返却されない。
- 3 次年以降も休会する場合は、毎年9月末日までに休会届を事務局へ提出しなければならない。
休会期間の年会費は免除されるが、連盟新聞の送付はない。休会届の提出がなければ次年以降は退会扱いとする。
- 4 休会者が復会する場合は、事務局へ報告するものとし、入会金及び復会金は、不要とする。
- 5 退会する者は、所定の退会届を直接または既会員を介して事務局へ提出し、任意に退会することができる。但し、既に納入した入会金及び年会費は、返却されない。
- 6 年会費を9月末日までに振り込まず、日本シニアテニス連盟四国地区または事務局からの連絡に対応されない場合は、退会扱いとする。
- 7 退会者が復会する場合は、事務局へ連絡し、新規会員の入会手続きによるか、または年会費振込先へ復会金(退会年数 × 500円)を納入するかを選択することができる。事務局は、元退会者であることを速やかに日本シニアテニス連盟に報告する。

第4章 役員

第6条 (役員)

本会は次の役員を置く。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 常任幹事及び幹事 | 15名以内(事務、渉外、大会運営、会計、地区、技術強化など) |
| (4) 監査役 | 1名 |

第7条 (役員を選任)

役員は役員会において選任する。

- 2 役員に欠員が生じ補充の必要があるときは、会長の指名により補選することができる。ただし、任期は前任者の残存期間とする。

第8条 (役員、顧問の任期)

役員の任期は、1月1日から12月31日までの2年間とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 会 議

第9条 (会 議)

本会の会議は役員会とする。

- 2 会長は役員会を召集し必要事項を審議し執行する。また、必要と認めた場合は顧問に出席を求めることがある。
- 3 役員会は毎年1月末日までに開催し、討議すべき主な事項は、次の通りとする。
 - (1) 事業報告および収支決算
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 役員の変更
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他重要事項
- 4 役員会の議決内容は必要に応じ会員に報告するが年次大会の際、役員よりの報告をもってこれに代えることが出来る。
- 5 会長は必要と認めた事態が発生した場合、役員を招集し、臨時役員会を開催する。

第6章 会 計

第10条 (会 計)

本会の運営経費は、助成金、事業収入、寄付金その他によってこれを賄う。
会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 監 査

第11条 (会計監査)

監査役は、本会の業務及び会計を監査する。

第8章 その他

第12条 (設立、規約制定、実施)

本会の設立年月日は、平成19年4月1日とする。

本規約は、平成19年3月13日に制定し、平成19年4月1日より実施する。

第13条 (規約の改定)

本規約に定められていない事項について疑義が生じた時は、日本シニアテニス連盟の定款または会員規約及び運用規約を基に役員会に於いて解決するものとする。
後日、役員会において規約の改定、決定を行う。

第9章 附 記

平成20年12月24日	第8条 改定
平成21年12月26日	規約全般見直し
平成22年 1月28日	第4条、第9条 改定
平成24年 1月 1日	第3章、第5条、第7条、第8条 改定
平成26年 1月 1日	第5条2項、第7条2項 改定
平成28年 1月 1日	第1章会長宅住所の削除 第3章、第4章、第6章、第7章 改定、 および関連条項番号の変更
平成29年 1月 1日	第4条、第5条 改定
平成30年 1月 1日	第6条、第7条 改定
平成31年 1月 1日	第4条 改定
令和 2年 1月 1日	第6条、第8条 改定
令和 6年 1月18日	第1条、第4条、第5条、第13条 改定

令和6年1月18日

この規約が正しいことを証明します。

愛媛県伊予郡松前町筒井1427-23

日本シニアテニス愛媛 (JSTE)

会 長 竹 島 正 典